

西九州大学短期大学部における研究費の管理・監査に関する基本方針

(平成28年6月7日学長裁定)

西九州大学短期大学部では、研究費の不正使用を防止するため、次のとおり研究費の適切な管理・監査の基本方針を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

研究費の不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表します。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

適正な運営・管理の基盤となる環境を整備するために、以下の取組を推進します。

① 事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化

② 職務権限の明確化

③ コンプライアンス教育を通じた職員の意識向上

④ 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、運用を透明化

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、業者との癒着の発生を防止するとともに、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営・管理を行います。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

大学内での情報共有を推進するとともに、大学の取組や事例を広く学外へ発信していきます。

6. モニタリングの在り方

不正が発生する可能性を最小にすることを目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施していきます。